

四日市市告示第 122 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年 3月26日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整 理 番 号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	塩浜本町1号線	御菌町二丁目72	23.9～26.6	22.9
		御菌町二丁目72		